

○一関工業高等専門学校聴講生規則

(昭和61年10月1日制定)

(目的)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則第54条の規定に基づき、一関工業高等専門学校聴講生（以下「聴講生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 聴講生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 本校において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願手続き)

第3条 聴講生を志願する者は、入学日の14日前までに、次に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- 一 聴講生入学願書（別記様式第1）
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業（修了）証明書
- 四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書（別記様式第2）

(入学許可)

第4条 校長は、志願者のうちから選考のうえ入学を適当と認め、かつ、入学料を納付した者に対し入学を許可し、入学許可書（別記様式第3）を交付する。

2 入学を許可された者は、入学の前日までに誓約書（別記様式第4）を提出しなければならない。

(入学の時期及び在学期間等)

第5条 入学の時期は、学期の初めとする。

第6条 聴講生の在学期間は、6カ月以上1年以内とし、当該年度を超えることはできない。ただし、聴講生の願出（別記様式第5）により校長が必要と認めるときは、聴講期間の延長を許可することができる。

第7条 聴講生が聴講できる科目は、原則として実験・実習以外の科目とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第8条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定める額とする。ただし、第6条の規定により在学期間を延長するときは、検定料及び入学料を徴収しない。

第9条 入学料は、入学の前日までに納付しなければならない。

2 授業料は、在学期間に相当する額を入学当初の月に納付しなければならない。ただし、在学

期間が後期にまたがるときは、後期分の額はその学期の当初の月に納付しなければならない。
第10条 既納の検定料，入学料及び授業料は，いかなる理由があっても返還しない。

(証明書の交付)

第11条 聴講生が所定の聴講を終了したときは，願出により聴講事項に関する聴講修了証明書(別記様式第6)を交付する。

(学則等の準用)

第12条 聴講生については，学則及び関係規則に規定する学生に関する規定を準用する。

(聴講生の除籍等)

第13条 聴講生が，聴講期間中やむを得ない理由で聴講を中断又は中止する場合は，校長の許可を得なければならない。

2 本校の学則及び関係規則に反する行為をした者は，校長はこれを除籍することがある。

附 則

この規則は，昭和61年10月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月21日規則第7号)

- 1 この規則は，昭和62年9月21日から施行する。
- 2 昭和62年度内の入学に係る検定料及び入学料の額は，改正後の第8条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成元年4月12日規則第9号)

- 1 この規則は，平成元年4月12日から施行し，平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成3年7月10日規則第3号)

この規則は，平成3年7月10日から施行する。

附 則(平成5年4月1日規則第3号)

この規則は，平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第43号)

この規則は，平成19年3月30日から施行する。

聴講生入学願書

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

住 所

氏 名

印

貴校 工学科，平成 年度 期の下記科目を聴講したいので許可くださるよう
関係書類を添えてお願いします。

記

担 当 教 員	授 業 科 目	単 位 数

承 諾 書

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

所属機関

住 所

所 属 長

印

下記の者が貴校聴講生として聴講することを承諾します。

記

所属部課

氏 名

聴講期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

入 学 許 可 書

平成 年 月 日

殿

一関工業高等専門学校長

印

平成 年度 期における下記科目の聴講を許可する。

記

授 業 科 目	単 位 数	備 考

- 注：1 聴講を許可された者は、 月 日までに誓約書を提出すること。
2 聴講を許可された者が、本校の学則及び関係規則に違反する行為があったと認められた場合は、除籍することがある。

誓 約 書

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

このたび、貴校聴講生として入学を許可されましたので、在学期間中下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 学校が定めた関係規則に従うこと。
- 2 聴講生として在学中、学校内において私の責に帰せられるべき事由により、学校に損害を与えたり、また、私自身が災害にあった場合には、私の責任において処理すること。

本人現住所

氏 名

印

上記の者が在学中に上記遵守事項に違反したときは、私はその責任を負うことを保証します。

保証人現住所

氏 名

印

本人との続柄

聴講期間延長願書

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

聴講生氏名 印

平成 年 月 日から聴講生として指導を受けておりますが、このたび下記のとおり聴講期間を延長したいので、許可くださるようお願いします。

記

授業科目

指導教員 印

聴講延長期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

聴講期間延長理由

備考 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書を添付すること。

聴講修了証明書

聴講生氏名

授業科目

単位数

単位

指導教員

聴講期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

上記のとおり聴講を修了したことを証明する。

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長

印